島根県最低賃金： 904 円（時間額）

（効力発生日：令和5年10月6日　　）

令和６年度は
962円の予定

注意　１．最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

２．次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。

（1）臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

（2）１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

（3）時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金

（4）精勤手当・皆勤手当

（5）通勤手当

（6）家族手当

当法人では、最低賃金法の各規定を遵守していますが、不明な点があれば、理事長、各事業所管理者にお問い合わせください。　令和6年度は、1,200円を下限として、給与改定しています。
異議の有る場合は、監事に申し立てることができます。

※　最低賃金に含まれる範囲等、詳しくは、島根労働局賃金室（TEL：0852 - 31 - 1158）
又は最寄りの各労働基準監督署にお問い合せください。

■浜田労働基準監督署 TEL 0855-22-1840